

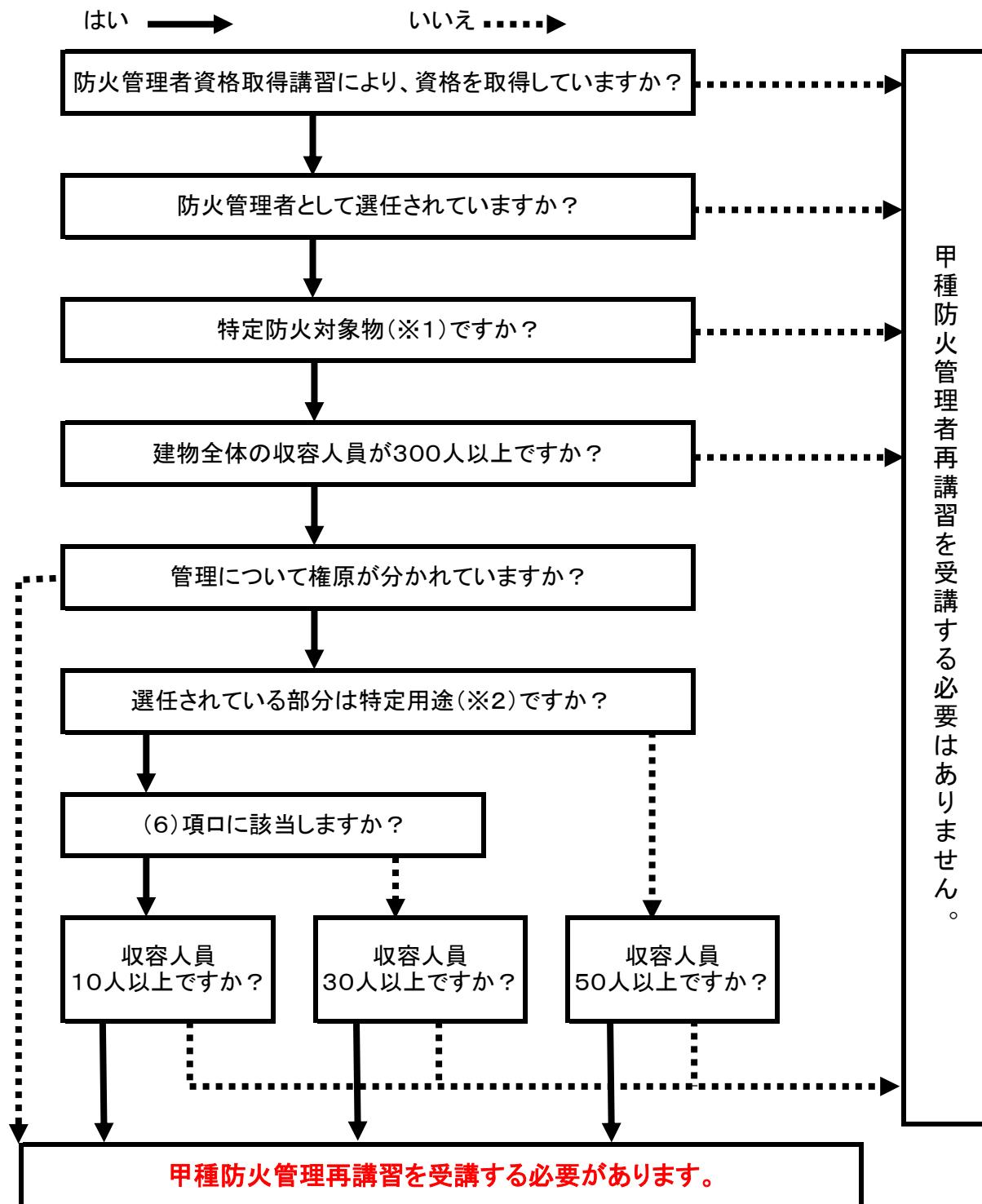
防火管理が義務づけられている防火対象物

政令別表第1に掲げる防火対象物の項目区分と防火対象物の用途			収容人員
(1)項	イ	劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場	30人以上
	ロ	公会堂又は集会場	
(2)項	イ	キャバレー, カフェ, ナイトクラブその他これらに類するもの	30人以上
	ロ	遊技場又はダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	
(3)項	ニ	カラオケボックス等を営む店舗	50人以上
	イ	待合, 料理店その他これらに類するもの	
(4)項	ロ	飲食店	10人以上
		百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5)項	イ	旅館, ホテル又は宿泊所	30人以上
	ロ	寄宿舎, 下宿又は共同住宅	
(6)項	イ	病院, 診療所又は助産所	30人以上
	ロ	老人短期入所施設, 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム等	
	ハ	老人デイサービスセンター, 軽費老人ホーム, 老人福祉センター, 老人介護支援センター等	30人以上
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
(7)項		小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 高等専門学校, 大学, 専修学校, 各種学校その他これらに類するもの	50人以上
(8)項		図書館, 博物館, 美術館その他これらに類するもの	
(9)項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場, 熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)	50人以上
(11)項		神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの	
(12)項	イ	工場又は作業場	30人以上
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13)項	イ	自動車車庫又は駐車場	10人以上
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)項		倉庫	50人以上
(15)項		事務所等((1)項から(14)項までに該当しない事業場)	
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち, その一部に(1)項から(4)項, (5)項イ, (6)項イ・ハ・ニ, (9)項イの用途部分を含むもの	30人以上
		複合用途防火対象物のうち, その一部に(6)項ロの用途部分を含むもの	
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	50人以上
(16の2)項		地下街((6)項ロの用途部分を含まないものに限る)	10人以上
		地下街((6)項ロの用途部分を含むものに限る)	
(17)項		重要文化財, 重要有形民俗文化財等	50人以上

その他の防火対象物	面積等	収容人員
新築の工事中の建築物 (電気工事等の工事中)	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積10, 000m ² 以上	50人以上
	延べ面積50, 000m ² 以上	
	地下床面積の合計5, 000m ² 以上	
建造中の旅客船 (進水後で艤装中)	甲板数11以上	

【裏面あり】

防災甲種防火管理再講習が必要な防火管理者



※1 特定防火対象物

特定用途に供される部分があり、不特定多数の者が利用する防火対象物

※2 特定用途

消防法施行令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途
(劇場・公民館・遊技場・飲食店・物品販売店・ホテル・病院・老人福祉施設・幼稚園など)

【お問合せ・申込先】

三原市消防本部 予防課
TEL 0848-64-5927
FAX 0848-64-5911